

法人が抱える課題等の確認について（案）

【前回、人的関与の必要性が条件付きで認められたポスト】

番号	法人名	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性が条件付きで認められた理由 (前回審議会意見要点)	条件等の変化			その他	今後の人的関与の必要性、状況の変化	仕分け (案)
				法人の 統合	事業の 完了	新たな 課題の 顕在化			
16	(公財)大阪府保健医療財団	理事長 (非常勤)	当該法人は、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっていることから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。					法人経営の自立化に向け収支均衡を図るために、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべきであるとの状況に大きな変化はないため、人的関与の必要性は継続している。	一括
17	(公財)西成労働福祉センター	代表理事 (非常勤)	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市と歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。				○	国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があり、あいりん労働福祉センターの建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化を進める必要がある中、跡地の不法占拠にかかる係争が生じており、法人の状況に変化が生じている。	個別
18	(公財)大阪府都市整備推進センター	常務理事 (常勤)	令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくにあたり、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要があるため、府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。 なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の数・配置形態・役割分担について今後検討していく必要がある。				○	大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要に変化はないが、役員の配置について検討が必要である旨のご指摘をいただいている。	個別
19		常務理事 (タウン事業本部担当) (常勤)					○		個別
20	大阪府道路公社	理事長 (常勤)	料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティー構想（都市圏高速道路等の一体的運営主体）の推進に向けて、少なくとも賃面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する必要があるため、引き続き府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。					ハイウェイオーソリティー構想の推進に向けて、賃面有料道路の移管について、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する必要があるため、府の人的関与の必要性は継続している。	一括